

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を行う前提として、「株主」、「顧客等取引先」、「従業員」、「地域社会」等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築するとともに、その構築に当たっては、健全性、透明性及び効率性を確保いたします。

当社はこれらの活動の上に、利益の向上と企業価値の継続的な増大を目指すとともに、株主の皆様のご権利確保をはじめステークホルダーに対する責務やその責務に関する説明責任を果たしていくこととしております。

そのためには、透明で公正かつ迅速で果敢な意思決定及び業務執行を支える経営体制、経営組織及び経営システムといった企業活動を律する内部統制の枠組みを継続的に改善し、整備していくことをめざしてまいります。

当社は会社規模を勘案し、取締役会設置会社かつ監査役会設置会社としております。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担を進めていく体制として執行役員制度を採用しております。なお、国内子会社及び主要な海外子会社の責任者等役員の一部については、当社の執行役員または当社の幹部社員が兼務する体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使の環境整備と英訳招集通知の作成】

当社の英訳開示につきましては、現時点において、外国人投資家の比率が比較的高くない(2018年3月末の議決権比率にして16.8%)と判断しており、決算短信、その他リリースに関連する事項とさせて戴いておりましたが、2016年3月期に係る「定時株主総会招集ご通知」より、狭義の招集通知、株主総会参考書類、株主総会決議通知部分の英訳版を開示いたしました。

また、議決権電子行使プラットフォームにつきましては、メリット・デメリットを勘案し現時点では利用を見合わせております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析、評価、その結果の開示】

当社取締役会は、業務執行に関する意思決定を行うことを主な機能としており、構成メンバーは、業務執行取締役5名、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役2名、他の上場会社等の役員を兼務する社外取締役2名、社外監査役及び監査役4名となっております。

当社の企業価値の向上と株主共同の利益を高めるため、これら構成メンバーにおいては、知識・経験・能力・専門性・バックグラウンドといった多様性とバランスを重視して選任しております。

当社取締役会構成メンバーのうち、非業務執行取締役、社外取締役、社外監査役及び監査役は、個々の専門領域、社会通念、企業倫理等の観点から、当社取締役会において活発な意見交換及び十分な議論を行うとともに、業務執行取締役の監督、監視及び業務執行内容に対する意見・アドバイス等を行っております。

当社は、親子上場会社の子会社でもあるため、東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務づけている「独立役員」に指定された社外取締役及び社外監査役は、特に少数株主の利益を保護する立場から、当社の業務執行を監督する役割を担い、取締役会においても親会社との利益相反の可能性の有無などの観点からの発言も行ってまいります。

また、当社の年間スケジュールに基づき、取締役会を毎月1回のペースで行うこととし、開催日時及び法定審議事項等を全取締役及び全監査役に通知しております。

取締役会における審議事項については、会社法上の法定議案を除き、他の会議体等に権限を委譲するなど、一回の取締役会で審議を行うに十分な分量・範囲となっており、取締役会会日の1週間前までに関連資料を配布または配信するなどしております。

これにより、取締役会の審議に必要な検討期間が確保され、またその重要性の観点から、事前に関係者への説明の機会や、個別に会議体を設けるなどした上で、その求めに応じて、事前検討及び取締役会での審議に必要な追加資料の提供も行っております。

さらに、当社取締役会においては、審議事項の意思決定のみならず、中長期的な経営戦略に係る足許の業績予算進捗状況に関する報告のほか、各取締役及び各監査役の求めに応じて、適宜、取締役会における報告事項を増加するなど、業務執行に関するリスクマネジメント及び監督機能の強化も図っております。

なお、財務担当取締役と常勤監査役(社外監査役)は、取締役会の進め方や説明方法等に関して、適宜情報を交換し、常勤監査役を通じて監査役会内の評価や意見を収集し、これを財務担当取締役にフィードバックするなど、監査役会設置会社として統治機能の強化を図っております。

これらを通じて、当社の取締役会は、毎回、出席取締役及び監査役間において、審議事項に関する審議、検討、議論及び質疑応答が十分に行われていることの相互確認ができており、当社の企業価値の向上と株主共同の利益を高めるための経営判断及び独自の意思決定が図られる仕組みとなっていることから、当社として取締役会の実効性は十分確保されているものと認識しております。

ただし、今後については、上記の方策に加え、取締役会における現状を分析・評価していく手法等も含め検討し、取締役会の実効性を更に確かなものとしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が行う事業において、様々なステークホルダーとの協力関係が必要と考えており、取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、他社の株式や持分を取得・保有する場合があります。

その際は、取引先個社ごとに、事業上の関係や株式保有の目的・経緯・効果・リスク・コスト等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上を見据え政策保有株式として取得または保有することとしております。

また、当社は当該株式の取得後においても、取引関係の強化、経済合理性及び取引先の将来動向等を適宜考慮し、その保有意義について随時判断した上で、その内容を取締役会に報告しモニタリングを受けることとしております。

2. 政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながることを前提として、適切な議決権行使を目指しております。その上で、実際の議決権の行使に当たっては、議案の内容が当社の株主価値を毀損するものではないかといった点に加え、発行会社の状況や当社との取引関係等を踏まえて、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かという観点から、議案に対する賛否を総合的に判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則において、当社役員によるいわゆる関連当事者間の取引またはその恐れのある事態に関して、これに関与する可能性のある取締役または監査役は、事前に取締役会事務局に対し、その妥当性を告知することとしております。

また、当社が主要株主等と取引するに当たっては、価格その他の取引条件について個別に交渉の上、一般取引先と同様の条件に従っております。

これら手続きに関しては、事前に社内決裁を受けた上で実行するべく管理体制を確立しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念等は当社ホームページにおいて、経営戦略並びに計画は決算短信及び決算説明資料等にて、それぞれ開示しております。

< ご参照 >

経営理念等 <http://www.elematec.com/info/profile.html>

経営戦略並びに計画

(経営戦略) <http://www.elematec.com/ir/management.html>

(決算短信) <http://www.elematec.com/ir/lib/lib1/>

(決算説明資料) <http://www.elematec.com/ir/lib/lib5/>

(2)ガバナンスに関する考え方・基本方針

有価証券報告書「第4【提出会社の状況】、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」及び本コーポレート・ガバナンス報告書1.1「基本的な考え方」をご参照下さい。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を行う前提として、「株主」、「顧客等取引先」、「従業員」、「地域社会」等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築するとともに、その構築に当たっては、健全性、透明性及び効率性を確保いたします。

当社はこれらの活動の上に、利益の向上と企業価値の継続的な増大を目指すとともに、株主の皆様のご権利確保をはじめステークホルダーに対する責務やその責務に関する説明責任を果たしていくこととしております。

そのためには、透明で公正かつ迅速で果敢な意思決定及び業務執行を支える経営体制、経営組織及び経営システムといった企業活動を律する内部統制の枠組みを継続的に改善し、整備していくことをめざしてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1.株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の実質的な平等性を確保するとともに、株主の適切な権利行使に資するため、関連法令に準拠した株式実務対応に加え、株主の投資判断及び株主共同の利益確保に有用な情報開示を適時適切に行っております。

2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社の長期的な企業価値向上のために、株主のみならず、当社の従業員、得意先、仕入先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮いたします。

また、当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会が承認する就業規則、コンプライアンス規程において、倫理を含む行動基準を定め、社内開示しております。

さらに、グループ各社についても、当社と同様に就業規則及びコンプライアンス規程を各社ごとに定め、その内容を当該会社の役員及び従業員等に対して、周知・啓蒙しております。

3.適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示を重要な経営課題として捉え、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示による透明性の確保が必要不可欠と認識しております。

そのため、法令に基づく開示を適宜適切に実施するとともに、任意開示事項につきましても、株主との建設的な対話が図れるよう積極的に情報を開示し、また株主の投資判断に有用な情報を提供しております。

なお、取締役会において決議した事項におきましては、財務情報をはじめ、経営戦略、経営課題及びその他の非財務情報についても、株主等のステークホルダーにとって有益かつ有用な情報を積極的かつ具体的に提供すべく対応しております。

4.取締役会の責務

取締役会は、長期的な企業価値の最大化を通じて、全ての株主のために、効率的かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現し、それをもとに、当社が持続的な成長を遂げ、更なる企業価値の増大を図ることが、株主からの付託に応えるものと考えております。

取締役会は、その責任を果たすため、独立社外取締役を含む非業務執行取締役を中心に、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性、透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のための最善の意思決定を行います。

また、独立社外取締役は、取締役会に上程または取締役会で決定された経営戦略またはそれに係る損益見込みに照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、経営を監督することを役割の一つとしております。

5.株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

毎年の株主総会においては、事業報告等の説明が終わった後、議案の採決前に、株主との質疑応答の時間を十分に設け、当社の経営状況、経営計画、業績の詳細説明等、多岐にわたる説明をして理解の浸透を図っております。

また、機関投資家向け説明会の開催に加え、個人投資家向け説明会にも参加するなど、株主や投資家との対話機会を積極的に設けております。さらには、半期に一度の事業報告書(Business Report)発送時に株主アンケートを同封し、その結果を全取締役に回付した上で、株主が要望する意見や提案を今後の経営課題として認識し、対応策を検討するなどの方策をとっております。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

(方針)業務執行取締役の報酬額は、月額報酬と賞与で構成され、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。特に賞与は、毎期の連結損益をベースとして、配当、従業員とのバランス、他社動向及び過去の支給実績等を総合的に勘案し決定しております。非業務執行取締役の報酬額については、固定の月額報酬のみとしております。ただし、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役は、無報酬としております。

(手続き)

取締役報酬については、年間の上限額を2009年6月の定時株主総会にて決議しており、一定の基準に従い、代表取締役が報酬案を策定し、独立社外取締役を含む非業務執行取締役、独立社外監査役及び監査役も参加する取締役会の審議を経た上で決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役・監査役候補については、経営陣及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、企業経営や企業管理または特定の専門分野についての一定の経験や知見を有し、それに基づく的確かつ迅速な意思決定が実施できること、並びに各個人として人格に優れ、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することを基準として、代表取締役が原案を策定し、独立社外取締役を含む非業務執行取締役、独立社外監査役及び監査役も参加する取締役会において審議を行い、総合的に選任・指名しております。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴及び個別の選任理由を記載して開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

当社において、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規則」等の諸規程に定められた経営に係わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関として位置づけております。

これらにより、経営に及ぼす重要度により項目毎に金額基準等を定め、取締役会への付議基準を設けることで、付議基準に満たない事項の意思決定及び業務執行については、経営陣へ委任することが明確化されております。

また、業務執行機関として、本部長会議、営業本部長会議等の会議体を設け、重要課題の審議や検討の充実に図るとともに、マネジメント会議、部店長会議、営業会議等、組織横断的な各種会議体を通じて、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリング・情報共有を図るなど、適正な意思決定に努めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役9名のうち4名が非業務執行取締役(うち2名が独立社外取締役)で構成されております。

いずれの非業務執行取締役も、独立であるか否かを問わず各人の経験や知見を活かして自由闊達な議論をすることにより取締役会の活性化を図っており、非業務執行取締役としての役割と責務を実効的に果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の多様性等の考え方】

当社取締役会は、現在9名の取締役で構成されております。その内訳として、業務執行を行う代表取締役のほか執行役員を兼務する取締役、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役及び独立社外取締役と、バランスのとれた構成としております。

また、当社監査役会は、常勤監査役2名(うち1名は独立社外監査役)、独立社外監査役1名及び親会社の役職員を兼務する監査役1名の計4名の監査役で構成されております。

業務執行取締役は現場とのつながりを重視した陣容を基本とし、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役及び監査役はいずれも親会社における現場や管理部門での豊富な業務執行経験を有する者から候補者が選ばれております。また、社外役員は法務、財務、経理の専門職または企業内における職務経験者、もしくは企業の上級管理職や経営陣としての経験有する者から候補者を得ることとしております。

なお、これら考え方については、有価証券報告書「第4【提出会社の状況】.5【役員状況】.6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」、東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会参考書類【役員選任議案】において公開しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

当社の取締役は9名(他の会社の役職員を兼任している社外取締役2名、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役2名)であります。業務執行取締役5名は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

当社の監査役は4名(当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任している社外監査役1名、親会社の役職員を兼務する監査役1名)ですが、常勤監査役2名は、他社の役員は兼任しておらず、当社の監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、個々の経歴に応じて、当社の事業、財務、組織、法的知識等に関し、必要な知識の説明及び習得の機会を設けるとともに、第三者機関等の外部研修も活用することで、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しております。

また、その後も継続的にこれらの更新を目的として、個々の取締役・監査役に適合した説明の機会や研修の場の提供・斡旋を行い、その費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を配置するとともに、経営企画・人財開発部をIR担当部署としております。

IR担当取締役は、コーポレート本部のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部門間の連携を図っております。

経営企画・人財開発部は、投資家からの電話取材や株主からの問い合わせに対応し、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、IR担当取締役が説明を行っております。

機関投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとしております。

また、株主向けに年2回事業報告書(Business Report)を配布し、これらを通してアンケートを実施しております。

さらに、当社ホームページ上にIR担当への問い合わせサイトを設け、適宜、適切な回答を迅速に実施しております。

なお、株主から面談の依頼を受けた場合、株主の面談目的や面談を行う株主の株式保有状況等を勘案し、社長やIR担当取締役が面談に対応する場合があります。

これらの活動により、投資家や株主から望まれる意見や要望を吸い上げ、今後の経営課題として継続的に検討を行う体制としております。決算説明会の開催状況、結果及びアンケートの集計内容、株主との対話において把握した株主の意見・懸念事項等については、経営陣等に概要報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。株主との対話に際しては、社内規程に則り、インサイダー情報の管理に十分留意しております。

なお、上記に記載の各原則等については、改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田通商株式会社	12,002,900	58.63
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライスト ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	1,188,700	5.81
エレマテック社員持株会	461,792	2.26
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ ファンド	400,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	341,400	1.67
大阪中小企業投資育成株式会社	291,900	1.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	275,700	1.35
日本生命保険相互会社	270,000	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	175,800	0.86
ビービーエイチ ファイデリティ グループ トラスト ベネフィット プリンシパル オール セクター サポートフォリオ	174,700	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	豊田通商株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8015

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である豊田通商株式会社は、平成30年3月31日現在、当社株式12,002,900株(議決権比率58.65%)を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。なお、同社と当社の間では、平成23年8月1日付で、両社の事業上の提携等を行うことで、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させることを目的として、資本業務提携契約を締結しております。当該契約においては、少数株主を含む当社の株主共同の利益を図ることを認識し、これを尊重しつつ取引を行うこととしております。また、会社法で規定された少数株主権等の行使については、株式取扱規則に定められた行使手続きに則り、その権利行使が円滑に行えるよう努めております。

親会社等との取引に際して当社は、取締役会規則において、これに関与する可能性のある取締役または監査役は、事前に取締役会事務局に対し、その妥当性を告知することとしております。

また、当社が主要株主等と取引するに当たっては、価格その他の取引条件について個別に交渉の上、一般取引先と同様の条件に従っております。

これらの手続きに関しては、事前に社内決裁を受けた上で実行するべく管理体制を確立しております。

なお、当社の事業活動は、親会社等との取引に大きく依存する状況にないことから、当社は、親会社等からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

以上のように、親会社等との取引に際しては、少数株主の保護に配慮しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

豊田通商株式会社は、当該報告書提出日現在において、当社株式を議決権比率にして58.65%保有しており、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当し、当社に対して大きな影響力を持っております。しかし、同社と当社の間で平成23年8月1日付で締結した資本業務提携契約においては、同社による当社株式の公開買付け成立後も、当社は株式の上場を維持し、経営における自主性を発揮する方針であることを両社の共通認識としております。なお、当社においては、親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、当社の事業活動は、親会社グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
関 聡介	弁護士													
鈴木 洋三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関 聡介			関聡介氏は、当社に対して独立性を有しており、企業法務及びコンプライアンスの面から弁護士としての専門性を重視したため、当社の社外取締役として選任しております。同氏は社外取締役就任前に当社の社外監査役を8年間務め、当社の業務内容に精通してこられた経験を当社の経営に活かすとともに、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断したため社外取締役候補(重任)としております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触する項目はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同取引所に独立役員として届け出ております。

鈴木 洋三	鈴木洋三氏は、取引先であるカシオ計算機株式会社の出身者ですが、8年前に同社の業務執行者を退任しており、2018年3月31日現在時点の当社との取引金額も僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	鈴木洋三氏は、カシオ計算機株式会社等において長年にわたって培ったエレクトロニクス業界における豊富な経験と、当社における経営全般に関する幅広い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者(重任)としております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触する項目はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同取引所に独立役員として届け出ております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より、「年間監査計画」の説明を聴取し、「年間監査結果」の報告を受けております。また、常勤監査役は会計監査人の往査に立ち会い、四半期レビューに関する説明を聴取するなど、適宜会計監査人と監査結果の情報を交換し、それらの内容を監査役会において報告しております。なお、常勤監査役は、内部監査部門から監査計画の説明を聴取し、その結果報告を月次単位で受け、必要に応じて内部監査部門の監査に同行し、それらの内容を監査役会において適宜報告しております。重要性のある監査に関しては、内部監査部門が監査役会で直接その結果を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平賀 幸一	他の会社の出身者													
水上 洋	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平賀 幸一		平賀幸一氏は、主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者ですが、10年以上前に同行を退職しており、2018年3月31日現在時点の当社の借入金額も僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	平賀幸一氏は、当社の主要取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者であり、長年の実務経験を活かして取締役の意思決定及び職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、同行を退職して10年以上が経過していることから「独立性基準」には該当せず、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
水上 洋			水上洋氏は、当社に対して独立性を有しており、企業法務及びコンプライアンスの面から弁護士としての専門性を重視したため、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触する項目はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ制度は活用していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、招集通知(事業報告)に、取締役及び監査役の総額を記載しております。
取締役 6名 160百万円 監査役 2名 21百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

代表取締役及び業務執行取締役の報酬額は、月額報酬と賞与で構成され、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。特に賞与は、毎期の連結損益をベースとして、配当、従業員とのバランス、他社動向及び過去の支給実績等を総合的に勘案し決定しております。社外取締役の報酬額は、固定の月額報酬のみとしております。ただし、親会社の役職員を兼務する非業務執行取締役は、無報酬とし

ております。取締役報酬は、年間の上限額を定時株主総会にて決議しており、一定の基準に従い、代表取締役が報酬案を策定し、社外取締役を含む非業務執行取締役、社外監査役及び監査役も参加する取締役会の審議を経た上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役または社外監査役の職務を補助する専従スタッフは配置されておませんが、当社は、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会決議において重要な議案(会社法案件、投資案件、財産処分案件、保証行為に関する案件等)に関しては、事前に資料を配布または説明するよう努めております。なお、社外監査役の職務を補助すべきスタッフとして財務経理部員が監査役会事務局を兼務し、コーポレート本部内のその他部員も監査役の求めに応じて、事務局業務を遂行しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 当社は、「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載の理由により、代表取締役のほか、執行役員を兼務する取締役、社外取締役、非業務執行取締役により取締役会を構成しております。また監査役会は、常勤監査役、独立社外監査役及び親会社の役職員を兼務する監査役により構成され、内部統制運用管理部門(事業支援部)や内部統制監査部門(内部監査室)及びこれらの部門を担当する取締役と連携する体制としております。なお、取締役及び監査役は全員男性であります。
- (2) 上記の体制のもとに執行役員制度を採用しております。全執行役員出席のもとに本部長等の業務執行状況・グループ全体の活動状況のモニタリング並びに問題点の把握・共有化を月次ベースで行うことを目的として、「本部長会議(代表取締役、全執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める)」を毎月1回開催しております。
- (3) 営業及び開発状況の共有化を目的とした「営業本部長会議(代表取締役、営業系及び開発系執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める)」、管理業務の企画調整、報告及び改善・課題事項の共有化を目的とした「マネジメント会議(代表取締役及びコーポレート系執行役員と本部長等をもって構成され、代表取締役社長が議長を務める)」を、それぞれ毎月1回のペースで開催しております。
- (4) 常勤監査役は、上記会議を含めた社内の機関会議等に出席し、その内容を監査役会において適宜報告しております。また、監査役をサポートする機能として、財務経理部員を中心に兼務する形で監査役会事務局を設置しております。
- (5) 当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく当期の監査契約を新日本有限責任監査法人と締結しております。2017年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員:柳井浩一、井澤依子
・監査業務等に係る補助者の構成
公認会計士 7名、その他 22名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループを取り巻く経営環境の変化に対して、迅速な意思決定、経営と執行の明確化及び経営と執行の相互作用によるグループ経営の強化を図るため、取締役会設置会社かつ監査役会設置会社としており、執行役員制度を採用しております。また、監査役会設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。なお、社外取締役は、客観的な視点から当社経営への助言と監督を担うとともに、社外監査役は、取締役と一定の距離にある外部者の立場から取締役会等に出席し質疑応答を行うことにより、取締役の職務執行についても経営監視の役割を十分に果たしており、当社は現行の企業統治体制が有効に機能しているものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席出来るように配慮しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知、株主参考書類、株主総会決議通知の英訳版を当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知発送に先立ち、当社ホームページに掲載しております。 株主総会開催時に、報告事項・議案等について、ビジュアル化を行い、株主により平易にわかりやすい説明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社外のIR専門サイトへも情報を掲載(日本語、英文)し、自社HPとリンクさせております。これらを通して、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書(BusinessReport)、会社説明会資料及び動画による記録、映像、株主総会招集通知、株主総会決議通知書等の情報を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部・人財開発部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001とISO9001を取得し、環境保全と品質保証を融合させ、社会に貢献しております。また、CSR活動等におきましては、2016年11月にCSR活動取組方針を制定し、経営理念に掲げられた「社会との良いつながり」を目指して取り組んでおります。当社グループの活動テーマは、企業情報の開示、コンプライアンスの徹底とリスクマネジメントの強化、人間性の尊重と従業員の就業環境の整備、取引先からの信頼の獲得と相互発展、地球環境への対応と保全、地域社会との協調と社会貢献活動の推進、ステークホルダーとのコミュニケーションの7項目を中心に取り組んでおります。 なお、これらについては当社ホームページにおいて開示しております。 <ご参照> (環境保全活動) http://www.elematec.com/iso/ (CSR活動等) http://www.elematec.com/csr/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に規定する「業務の適正を確保するための体制等の整備」について当社取締役会が決議した内容に沿って、内部統制を整備しております。また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会内部統制部会)を基にして、財務報告に影響を与える業務の内部統制の強化を図っております。

(2) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたないことを行動基準としております。

2. 整備状況

(1) 法令等の遵守体制としましては、コンプライアンス規程を制定し、マネジメント会議にてその運営を協議決定するとともに、人事総務部がその事務局を務め、コンプライアンスに関する業務を統括しております。また、コンプライアンス規程には内部通報制度を規定し、コンプライアンスに関する社内の情報の一元化を図るとともに、通報者の保護を考慮しております。

(2) 役員及び社員の職務執行は、職務権限規程及び稟議規程により各役職者の権限と責任、決裁手順が明確化され、適正かつ効率的な運営体制の強化に努めております。また、これら職務執行に係る文書は、文書管理規程に従い、管理されております。

(3) グループ各社に対する当社の管理は、関係会社管理規程において、グループ各社担当の当社執行役員及びグループ各社長が、グループ各社ごとの内部統制を整備し、運用に努める体制としております。なお、グループ各社の業務執行においては、会社所在国の法令や社会倫理の遵守を優先する体制としております。

(4) 当社は、コンプライアンス上の問題とリスク管理上の問題を合わせて把握し、マネジメント会議がこれらを総括する体制としております。コンプライアンスに関しては上記(1)のとおり人事総務部が所管する体制としております。また、リスク管理に関しては、事業支援部が当社および当社グループのリスク管理に関する業務を所管しており、リスク管理規程に基づき、リスクの把握及び分析並びに分類を行っております。なお、想定されるリスクが顕在化またはその他重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指揮のもと対策本部等を設置し、危機または損害の拡大の抑制及び鎮静化に努めることとしております。

(5) 反社会的勢力への対応は、上記(1)に記載のコンプライアンスに関する業務を統括しております人事総務部が、警察等の外部専門機関と情報交換等を行うとともに、事案発生時はこれらの警察等の外部専門機関に通報し相談した上で、弁護士とも連携し組織的に対応する体制を確立しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方等に基づき、以下のとおり反社会勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っております。第一に、反社会的勢力や団体には毅然として対応する事をコンプライアンス規程における行動基準の一つとして定め、社内に周知及び徹底をさせております。第二に、コンプライアンス統括機関として、コンプライアンス事務局を設置し、情報の集約化を図っております。なお、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、コンプライアンスに関する業務を統括している人事総務部が、所轄警察や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携して組織的に対応する体制としております。また「特殊暴力防止対策協議会」に加盟するなど、反社会的勢力への対応方法について日ごろから情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容の概要

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、得意先、仕入先双方に、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先、従業員にとどまらず、社会的責任をもたらしめ、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えており、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、これらステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資して頂くため、中長期的に当社の企業価値の最大化を図ってまいります。

企業価値の最大化に向けた経営戦略の具体的な内容につきましては、次の6点であります。

(1) 高付加価値型ビジネスの強化

顧客のニーズにマッチした最適なソリューションを提供し、収益力向上を図るため、仕入先との信頼関係や独自の企画開発、設計機能を強化することに加え、それらを基にしたモジュール化提案力を強化してまいります。

(2) グローバル展開の推進

ASEAN市場における当社グループ事業を中国市場と同水準の規模に拡大するため、経営資源の重点配分を行い、非日系顧客に対してダイレクトアプローチを推進してまいります。また、欧米にも積極的な事業展開を行うことでグローバルでの顧客サポートが実現できる体制を構築してまいります。

(3) 自動車関連ビジネスの強化

今後も顧客の成長が見込まれる自動車分野に対して、経営資源の重点配分を行い、豊田通商株式会社との業務提携を活かして事業拡大を図ってまいります。

(4) 成長戦略投資の実行

健全な財務体質の維持を図りつつ、事業規模拡大と企画開発、設計機能の強化を目的として、積極的な成長戦略投資を実行してまいります。

(5) ガバナンス・リスクマネジメントの強化

経済環境の変化に伴い、多様化・複雑化する様々なリスクに対応するため、IT基幹システムのグローバル展開等による経営管理機能及び統制機能の強化を図り、また、与信管理をはじめとしたグローバルなリスクマネジメント強化を図ってまいります。

(6) 豊田通商グループとのシナジー効果追求

自動車分野のみならず非自動車分野の拡大や物流網の相乗りによるコスト削減を図ることに加え、豊田通商グループの持つ様々な機能、ノウハウ及び海外拠点網を活用することで、互いのシナジー効果の最大化を追求し、さらなる成長スピードの加速を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会で買収防衛策を導入し、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会の決議による承認を得て、これを更新いたしました(更新後の買収防衛策を、以下「本施策」という。)

しかしながら、その後、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為の脅威も相対的に低くなってきていると考えられ、また、金融商品取引法等の改正等に伴う、大規模買付行為に対する手続の整備、変更の浸透により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本施策の目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような事情を総合的に勘案し、当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、平成23年6月開催の定時株主総会の終結時に有効期間の満了を迎える本施策の見直しにつき慎重に検討を行った結果、平成23年6月17日開催の当社第65回定時株主総会の終結時をもって本施策を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社株式の大規模買付行為が行われた場合は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがないかどうか、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、会社法その他関係法令及び定款の許容する範囲において、当社取締役会が必要かつ適切であると判断する措置を講じます。また、今後の社会的な趨勢も考慮し、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会にその是非をお諮りいたします。

4. 特別な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、前記1.の基本方針を踏まえ、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するため、前記2.を重点施策として策定しており、これはまさに当社の基本方針に沿うものであります。これら取り組みは、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も内部統制の充実に努めてまいります。また、適切な情報の開示に努めてまいります。

当社の業務執行・経営監視、内部統制・リスク管理体制の模式図は以下のとおりであります。

(管理体制図)

